

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員
の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 在モナコ、在モンテネグロの各日本国大使館を新設し、在ニューオーリンズ日本国総領事館を廃止するとともに、在セルビア・モンテネグロ日本国大使館の名称を在セルビア日本国大使館に変更する。2. 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。3. 外務公務員の研修員手当の支給額を改定する。 |
|---|

1. 法案の骨子

(1) 名称及び位置関係

(イ) 在外公館の新設（別表第一及び別表第二関係）

○在モナコ日本国大使館、在モンテネグロ日本国大使館を新設する。

(ロ) 在外公館の廃止（別表第一関係）

○在ニューオーリンズ日本国総領事館を廃止する。

(ハ) 在外公館の名称変更（別表第一及び別表第二関係）

○在セルビア・モンテネグロ日本国大使館の名称を在セルビア日本国大使館に変更する。

(2) 給与関係

(イ) 在勤基本手当の基準額の改定（別表第二関係）

○新設する在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を設定し、廃止する在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を削除するとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

(ロ) 研修員手当の支給額の改定（別表第三関係）

○在外公館に勤務する外務公務員の研修員手当の支給額を改定する。

2. 留意事項

- (1) 在勤基本手当の基準額の改定に係る経費は平成19年度予算案に計上されており、本法案はその財政支出を内容としているため、予算関連である。
- (2) 在勤基本手当等の支給を平成19年度予算案と一致させて行うためには、年度内成立が必要であり、また、在外公館の廃止については、接受国との協議その他の諸準備を次年度当初から開始する必要があるため、日切れ扱いを希望する。
- (3) 閣議決定希望時期：2月9日（金）

（了）